

青梅市吉川英治記念館条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市名誉市民である吉川英治の功績を次世代に継承するとともに、市民の文化の向上および地域の活性化に寄与するため、青梅市吉川英治記念館を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市吉川英治記念館条例

(設置)

第 1 条 青梅市名誉市民である吉川英治の功績を次世代に継承するとともに、市民の文化の向上および地域の活性化に寄与するため、青梅市吉川英治記念館（以下「記念館」という。）を青梅市柚木町 1 丁目 101 番地の 1 に設置する。

(管理)

第 2 条 記念館は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第 3 条 記念館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 吉川英治に関する資料（以下「資料」という。）の収集および保存に関すること。
- (2) 資料の展示、閲覧および活用に関すること。

(3) 記念館の利用に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業
(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次に掲げるところによる。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日、日曜日および土曜日でない日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(観覧料)

第6条 記念館および記念館の展示資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、青梅市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより観覧料を減額または免除することができる。

(入館の制限)

第7条 委員会は、記念館へ入館する者（以下「入館者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、または退館させることができる。

(1) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、付帯設備または資料（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第8条 入館者は、入館に際し、施設等に損害を生じさせた場合は、委

員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第9条 入館者は、販売行為等をしてはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(観覧料の不還付)

第10条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他観覧者の責めによらない理由により、観覧ができなかったとき。
- (2) 委員会が公益上その他やむを得ない理由により退館させたとき。
- (3) その他委員会が特別の理由があると認めるとき。

(駐車の拒否)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、記念館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を拒否することができる。

- (1) 発火性または引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設および設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第12条 記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって青梅市が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手續等については、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第37号）の定めるところによる。

3 前2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、第2条中「青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第7条、第10条（第3号を除く。）および第11条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の展示、閲覧および活用に関する業務
- (2) 記念館の施設の利用の承認に関する業務
- (3) 記念館の施設等の維持または管理にかかる業務
- (4) 委員会の承認を得て行う自主事業の運営に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務
(利用料金)

第14条 委員会は、第12条第1項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合には、法第244条の2第8項の規定にもとづき、記念館の観覧にかかる料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、観覧者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 第1項に規定する指定管理者の収入として收受させる利用料金の額は、第6条第1項に規定する観覧料の額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めることができる。

4 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ利用料金の案を作成し、委員会に承認を申請するものとする。

5 指定管理者は、第3項の規定により利用料金を定めたときは、ただちに公表するとともに、記念館において観覧者の見やすい場所に掲示しなければならない。

6 指定管理者は、委員会の承認を得て定める基準により、利用料金を減額または免除することができる。

7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会の承認を得て定める基準により、利用料金の全部または一部を還付することができる。

(職員)

第15条 記念館に必要な職員を置くことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手續等その他記念館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(青梅市美術館条例の一部改正)

3 青梅市美術館条例(昭和59年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

区分		個人	団体 (20人以上)
常設展観覧料 (1人1回につき)	大人	円 200	円 160
	小人 (中学生以下)	50	40
特別展観覧料 (1人1回につき)	1,000円以内で、委員会が別に定める。		
共通観覧料 (1人1回につき)	大人	600	—
	小人 (中学生以下)	200	—

備考

- 1 学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 上記の金額は、青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館を合わせ、1人1回の観覧料とする。
- 3 共通観覧料とは、青梅市吉川英治記念館ならびに青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館における常設展開催時にそれぞれ1回入館できる共通の観覧料をいうものとする。
- 4 共通観覧料で観覧を行うことができる有効期限は、観覧料を支払った日から当該年度の末日までとする。

別表(第6条関係)

区分		個人	団体 (20人以上)
観覧料 (1人1回につき)	大人	円 500	円 400
	小人(中学生以下)	200	150
年間パスポート (1人1枚につき)	大人	1,400	—
	小人(中学生以下)	500	—
共通観覧料 (1人1回につき)	大人	600	—
	小人(中学生以下)	200	—

備考

- 1 学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 年間パスポートは、観覧料を支払った日から1年間有効とする。
- 3 共通観覧料とは、記念館ならびに青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館における常設展開催時にそれぞれ1回入館できる共通の観覧料をいうものとする。この場合において青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館は、合わせて1回の入館とするものとする。
- 4 共通観覧料で観覧を行うことができる有効期限は、観覧料を支払った日から当該年度の末日までとする。